

1960年世界農林業センサス 農家調査結果報告について

1960年世界農林業センサスは35年2月1日現在で全国一斉に調査され、昭和25年の1950年世界農業センサス、昭和30年の臨時農業基本調査についての総合的なセンサスである。

調査は農家調査、林業調査、農業集落調査、林業地域調査に分けられ、いずれも悉皆調査であるが、このうち、農家調査、林業調査が農林省一県一市町村一調査員の機構を通じて行われた。

この報告は上記の調査のうちの農家調査の結果で、県下4,088調査区について調査員4,155人による聞き取り調査により実施せられた。集計は県下2,285集落（113農家点在地区を含む）の集落ごとに64枚に亘る結果表を作成し、これを296旧市町村（昭和25年2月1日現在の合併前市町村）一72市町村一6農業地域一県計と積上げられた。

この報告はその集計64枚に収められている全表（下記）と64枚中の30枚に収められている表について表側を農業地域に採つたもの（下記○印）で、これ等の市町村別、旧市町村別、集落別結果数字については近い将来逐次刊を改めて報告される予定である。

A 経営耕地面積広狭別結果表

1 世 帯 員

- (1) 世帯員数別農家数
- (2) 男女別年令別世帯員数
- (3) 高校以上通学者数、農業従事者数
 - (4) 世帯員の就業状態別員数
- (5) 家としての兼業、種類別農家数
 - (6) 他出家族について

2 土 地

- (1) 経営農用地面積広狭別農家数
 - (2) 所有土地面積広狭別農家数
- (3) 経営土地種類別農家数と面積
 - (4) 田の利用形態別農家数と面積
 - (5) 畑の利用形態別農家数と面積
 - (6) 耕地の団地数
 - (7) 経営土地種類別借入地、その他面積
 - (8) 耕地の移動、経営耕地面積の増減
 - (9) 貸付土地
 - (10) 自小作別農家数
 - (11) 保有山林面積広狭別農家数

3 家 畜

- (1) 家畜の組合せによる農家数
- (2) 乳用牛飼養農家数と頭数
- (3) 役肉用牛、馬、豚飼養農家数と頭数

4 農用機械など

- (1) 動力、畜力使用の組合せ別農家数
- (2) 所有動力機械の組合せ別農家数
- (3) 動力機械の種類別使用農家数

- (4) 動力耕うん機、農用トラクターを使つて農作業した耕地の実面積

- (5) 農用機械の種類別所有農家数と所有台数
 - (6) 動力耕うん機、農用トラクターを所有して役肉用牛、馬を飼養している家の主なる飼養目的別農家数
 - (7) 農作業の主なる動力源別農家数

5 農業雇用労働など

- (1) 農業雇用
- (2) 雇用労働合計日数別農家数
- (3) 雇用以外の受入れ労働

6 農 産 物

- (1) 農産物販売金額別農家数および販売金額合計
- (2) 農産物部門別販売金額5万円以上の農家数
 - (3) 産業分類
 - (4) 主要農作物収穫面積広狭別農家数
 - (5) 果樹栽培面積広狭別農家数
 - (6) 掃立卵量別農家数

B 農家類型区分別結果表

- (1) 経営耕地面積広狭別農家数
- (2) 保有山林面積広狭別農家数
- (3) 家としての兼業種類別農家数
- (4) 兼業農家の農業主、兼業主別農家数兼業従事者の世帯上の地位による組合せ別農家数、恩給年金などある農家数など、および耕地増減別農家数
- (5) 家畜の組合せによる農家数
- (6) 動力、畜力の使用の組合せ別農家数
- (7) 所有動力機械の組合せ別農家数
- (8) 農業雇用労働

(9) 経営組織分類

(5) 家 畜

C 農家分類をしない結果表

(6) 肥 料

(1) やとわれ兼業者の種類別、勤め先の産業分類別員数

(7) 農 産 物

(農業を主とする兼業農家)

イ 主要農産物収穫(栽培)面積広狭別農家数

(2) 自営兼業種類別従事員数(農業を主とする兼業農家)

ロ 農産物販売額第1位の部門による耕地以外の最低規模以上に該当する農家の分類

(3) やとわれ兼業者の種類別勤め先の産業分類別員数

ハ 農産物種類別収穫農家数、収穫面積、収穫量販売農家数

(兼業を主とする兼業農家)

(4) 自営兼業種類別従事員数(兼業を主とする兼業農家)

なお、この報告で了知願いたい事項を以下抄記する。

- この調査でいう農家とは、5 畝以上(北海道、奥羽、東京・神奈川を除く関東地方および新潟県、富山県については1 反以上とされている)の土地を耕作するものおよび耕地面積はそれ以下でも過去1 年間の農業生産物の販売額が2 万円以上あるもののことである。
- 上記の「耕地面積が5 畝以下で過去1 年間の農業生産物の販売額が2 万円以上ある農家」を、この報告では「耕地以外の最低規模以上に該当する農家」と表現している。
- 農家の兼業の定義については家として自営、雇傭による農業外年間収入が1 万円以上あるものであり、農業が主か兼業が主かの兼業区分も家としての年間収入の比較によりなされた。
- この報告で新しく農家分類として農家類型区分が行われているが、これは次の(1)、(2)の区分の組合せによるものである。
 - 兼業従事者の世帯上の地位による区分
 - 世帯主が100日以上兼業に従事した。
 - 世帯主(99日以内)または「あとつぎ」(16才以上の男子でつぎの代でその家の世帯主になる予定の人)が兼業従事。
 - その他(世帯主、あとつぎ以外の家族員)が兼業従事。
 - 農産物総販売価格(現金総収入)規模による区分
 - 2 万円未満階層——農産物販売金額ではその農家の農業経営に直接必要な経費もまかなえないと考えられるもの。
 - 2 万円以上10万円未満階層——農産物販売金額でその農家の農業経営に直接必要な経費はまかない得るが、農業所得で家計費の半分まではまかない得ないのではないかと考えられるもの。
 - 10万円以上30万円未満階層——農業所得で家計費の半分以上はまかなえるが、農業だけでは暮していけないと考えられるもの。
 - 30 万円以上階層——農業だけで生活していけると考えられるもの。
- その自然的条件、地縁的・社会経済的結合、行政実践の立場等を勘案し本県におけるセンサス農家調査の集計単位として区分された農業地域は次のとおりである。
 - 北 勢 農 業 地 域——桑名市、四日市市、桑名郡、員弁郡、三重郡
 - 中勢北部農業地域——亀山市、鈴鹿市、津市、鈴鹿郡、安芸郡
 - 中勢南部農業地域——松阪市、一志郡、飯南郡、多気郡
 - 南勢志摩農業地域——伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩郡
 - 伊 賀 農 業 地 域——上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
 - 紀 州 農 業 地 域——尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡
- 伊勢湾台風等の災害により調査日現在、流失埋没地となつている土地でも向う1 ヶ年位で復旧の見込のあるものは、もとの土地の種類に面積に計上されている。
- この報告では結果数字中面積の歩を切捨てたので面積の表の縦、横の計は必ずしも符合していない。